〈学生・教職員の皆さんへ〉

７月２３日からの本学のコロナ対応について

令和４年７月２２日
群馬県立女子大学

新型コロナウイルスについては、7月頃からBA.5系統への置き換わり等により、新規感染者が急増しています。このような感染状況を踏まえて、本学の警戒レベルを「レベル１」から「レベル２」に引き上げ、以下のとおり対応します。

不織布マスクの着用や手洗いの励行など、これまで以上に感染防止対策と健康管理を行ってください。また、体調の悪い方は、無理せず、通勤・通学を控えてください。

１　次の事項ついては、以下のように対応します。

(1)授業の実施　　原則、対面授業

(2)教員の会議　　原則、対面会議。委員長の判断により遠隔での会議も可

(3)教員の勤務等　　原則、出勤とし、在宅勤務をする場合は事前に出退勤登録システムに入力する。

(4)学生のサークル活動
活動日毎に「サークル活動に係る感染症拡大防止対策申請書」を提出し、受理された場合は活動可能とします。

(5)学外学修活動　　原則、可。県外も含め宿泊も可。ただし、感染のリスクに十分注意してください。

(6)単位認定を伴うボランティア活動
原則、可。(実施計画とボランティア先の感染症対策がわかる資料を併せて提出してください。)

(7)学生の学内利用　学内利用の平日の退出時間は、午後８時とします。
原則、土日祝日は利用できません。

２　授業・試験の欠席及び追試験について

(1)新型コロナウィルス感染症等の公欠の扱いについて
別紙、『授業の公欠について（新型コロナウィルス感染症等の公欠を含む)』をご確認ください。

※ファイルは、大学ポータルサイトWebフォルダに掲載しています。
「大学からのお知らせ、連絡事項ファイル（授業関係)」－「学生用（授業関係)」－「授業の公欠について（新型コロナウィルス感染症等の公欠を含む)」

(2)追試験について

履修要項に記載されていますので、ご確認ください。

文学部　P20

国際コミュニケーション学部　P 121

各ページの「５　学修の評価　（１）試験」の表

《追試験対象者》

・新型コロナウィルス感染者

　→「本人が病気のとき」に該当

・濃厚接触者

　→「その他やむ得ない理由があると認められたとき」に該当

・新型コロナウィルス感染症のワクチン接種や副反応による体調不良は、追試験の対象にはなりません。定期試験に影響のない日程で接種してください。

《追試験の手続き》

・定期試験終了後１週間以内に、学生本人からの「願出」が必要です。

・希望者は、提出期限を待たず、速やかに事務局教務係へ連絡してください。（TEL：0270-65-8511）

・願出の提出は、事務局窓口のほか、令和４年度前期定期試験に限り、メールでも受付けます。（アドレス：kyoumukakari@mail.gpwu.ac.jp）

３　感染防止対策の徹底を以下のとおりお願いします。

・学内では不織布マスクを着用してください。忘れた方は、事務局窓口や保健室にて配布しますので、お立ち寄りください。

・ワクチン接種（希望者）による感染予防を行ってください。接種希望者はお住いの市町村へお問い合わせください。

・３密となるリスクが高く、感染防止が取られていない場所への外出は十分注意してください。

・サークル活動や合宿も、感染リスクが高まることから、感染防止対策を徹底し、慎重に行ってください。

・集まっての飲食は、できるだけ避けてください。

・換気を十分に行ってください。

4　健康管理について

毎日、検温を含む健康観察を行ってください。学内の非接触性体温計も活用してください。発熱や、風邪症状がある場合は、休んで、医療機関を受診してください。

また、コロナ禍の中、不安な事、悩み事がありましたら、保健室、カウンセリングルーム等にご相談ください。

《主な相談・連絡先》

●発熱や、風邪症状がある場合

かかりつけ医、または、

群馬県受診・相談コールセンター【24 時間対応】（TEL：0570-082-820）

●新型コロナウイルス陽性者及び濃厚接触者と判明した場合

すみやかに大学へ連絡してください（TEL：0270-65-8511　アドレス：学生　corona-g@mail.gpwu.ac.jp 、教員 corona-k@mail.gpwu.ac.jp）

大学での授業実施及び入構制限について

制限レベル	レベルの説明	授業の実施	サークル活動	学生	専任教員	非常勤講師	左記以外の者
レベル１	感染症拡大が収束していると認められる状況	通常	サークル活動開始届を大学に提出し、感染防止対策の上実施可能。	通常	通常	通常	通常 ※１
レベル２	群馬県内で感染者が確認され、近隣の地域においては感染の拡大が認められる状況	原則、対面授業により実施し、特別な理由がある場合は、遠隔授業を実施	活動日毎にサークル活動に係る感染症拡大防止対策申請書を提出する。	対面授業の受講又は大学に用件がある場合（例:事務局、図書館、CALL教室、実技棟等の利用）以外は、原則として入構禁止	原則、出勤とし、在宅勤務の際には、事前にシステムに入力する	対面授業の実施以外は、原則として入構禁止	事務局長が認めた者以外は、原則として入構禁止（運送事業者を除く）
レベル３	群馬県内において感染者の急増があり、大学危機対策本部が制限強化の必要を認めた時	原則、遠隔授業により実施し、対面授業を実施する必要が有る場合は、大学に申請の上許可を得て実施 ただし、感染状況により、レベル２と同等とする場合がある	原則として活動禁止 ただし、感染状況により認める場合がある	対面授業の受講又は大学に用件があり、申請の上許可された場合を除き、原則として入構禁止 ただし、感染状況により、レベル２と同等とする場合がある	対面授業の実施を除き、入構の際には、事前に大学の許可を得る ただし、感染状況により、レベル２と同等とする場合がある	対面授業の実施以外は、原則として入構禁止	事務局長が認めた者以外は、原則として入構禁止（運送事業者を除く）
レベル４	群馬県に緊急事態宣言が発令された時 または、大学危機対策本部が必要と認めた時	遠隔授業により実施 ただし、感染状況により、レベル３と同等とする場合がある	原則として活動禁止	入構禁止 ただし、感染状況により、レベル３と同等とする場合がある	学長が認めた者以外は、入構禁止 ただし、感染状況により、レベル３と同等とする場合がある	入構禁止 ただし、感染状況により、レベル３と同等とする場合がある	学長が認めた者以外は、入構禁止

※１：特定の会場に一定数以上の者を集めて催す事業については、感染対策（人数制限等を含む）を実施した上で、開催する。
また、クラスター発生時の対応として、事前申し込み制とし、氏名や連絡先等の確認を行う。

授業の公欠について（新型コロナウイルス感染症等の公欠を含む）

いわゆる「公欠」になるのは、次の１及び２の場合に限られます。

※体調不良の場合の「公欠」は、新型コロナウイルス感染症の疑い（発熱・風邪症状）がある場合に限られます。

（新型コロナウイルス感染症が収束するまでの限定的な措置です。）

１．公欠になる場合

（１）教育実習、介護等体験又は博物館実習の期間及び打合せのための指定された日に出席する場合（遠隔地に赴く場合は、往復に要する日数を加算）

（２）忌引きの場合

ア	配偶者	10 日以内
イ	父母若しくは配偶者の父母又は子	７日以内
ウ	兄弟姉妹	５日以内
エ	祖父母	３日以内

（３）交通機関の事故の場合 ※交通機関の証明書が必要

（４）学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の場合（例：インフルエンザなどの感染症に罹患した時）

（５）その他学部長又は研究科長が適当と認めた場合

２．新型コロナウイルス感染症等の「公欠」の取扱い

新型コロナウイルス感染症等での「公欠」は、以下の症状等がある場合に限られます。

（１）陽性と診断され、大学に連絡した学生

（２）濃厚接触者と判断され、大学に連絡した学生

（３）発熱、風邪症状があり、大学に連絡した学生

※医療機関で発行される領収書等の写しが必要

（４）同居家族・人が濃厚接触者と判断され、大学に連絡した学生

（５）新型コロナワクチン接種実施日と授業が重なった学生

※接種した日付が確認できる証明書等の写しが必要

（６）新型コロナワクチン接種に伴う副反応により、発熱等した学生

※接種した日付が確認できる証明書等の写しが必要

※接種後 4 日以上副反応の症状が続く場合は、医療機関で発行される領収書等の写しが必要

新型コロナウイルス感染症等に係る授業の欠席について

症状	出欠	登校可能となる目安	登校時に学生が提出する書類		備考
			事務局へ提出	教員へ提出	
陽性と診断され、大学に連絡した学生	いわゆる公欠	治癒するまで，医師において感染のおそれがないと認めるまで（感染症の種類によって異なる。）	・治癒証明書（学生係）注1 ・「授業欠席届」申請書（教務係）注2	・授業欠席届	・大学ホームページ（学校感染症による出席停止扱いについて）https://www.gpwu.ac.jp/stu/life/kansen-cer/
濃厚接触者と判断され、大学に連絡した学生	いわゆる公欠	保健所から指示された日数が経過するまで（概ね2週間程度）	・「授業欠席届」申請書（教務係）注2	・授業欠席届	・新型コロナウイルス感染拡大防止のためのフローチャート（学生用） ・学生便覧　P.13　授業の欠席　注4
発熱、風邪症状があり、大学に連絡した学生	いわゆる公欠	症状が回復するまで	・「授業欠席届」申請書（教務係）注2 ・医療機関で発行される領収書等の写し（教務係）	・授業欠席届	・新型コロナウイルス感染拡大防止のためのフローチャート（学生用） ・学生便覧　P.13　授業の欠席　注4
同居家族・人が濃厚接触者と判断され、大学に連絡した学生	いわゆる公欠	同居家族・人で濃厚接触者となった者の検査結果が、陰性と判明するまで	・「授業欠席届」申請書（教務係）注2 （同居家族・人の状況を記入）	・授業欠席届	・新型コロナウイルス感染拡大防止のためのフローチャート（学生用） ・学生便覧　P.13　授業の欠席　注4

対象	出欠	登校可能となる目安	登校時に学生が提出する書類		備考
			事務局へ提出	教員へ提出	
新型コロナワクチン接種実施日と授業が重なった学生	いわゆる公欠	―	・「授業欠席届」申請書（教務係）注2 ・接種した日付が確認できる証明書等の写し（教務係）	・授業欠席届	
新型コロナワクチン接種に伴う副反応により、発熱等した学生	いわゆる公欠	症状が回復するまで	・「授業欠席届」申請書（教務係）注2 ・接種した日付が確認できる証明書等の写し（教務係） ・接種後4日以上副反応の症状が続く場合は、医療機関で発行される領収書等の写し（教務係）	・授業欠席届	

注1. 治癒証明書は、大学ホームページに用紙が掲載されている。学生は医療機関へ連絡し治癒証明書を作成してもらい、事務局へ提出する。

注2.「授業欠席届」申請書は、事務局カウンターで記入して提出し、授業欠席届の用紙を受取、必要事項を記入し教員へ提出する。

注3. 定期試験を受けられなかった場合は、追試験の手続きをする。

＜追試験の実施方法＞

医師の診断書、その他相当する証明書を添えて、定期試験終了後1週間以内に所定の追試験願を事務局へ提出すること。（履修要項　P.20,108）

陽性と診断された場合、濃厚接触者と判断された場合にも、そのことが確認できる書類を添えること。

注4. 授業の欠席

授業時間数の3分の2以上授業に出席していない科目については、試験を受けることができませんが、授業欠席届を担当教員へ提出した場合、授業欠席届に掲げる授業時間数については、欠席時間に算入しません。欠席した授業の学習については、担当教員の指示に従ってください。

■本資料に関する問い合わせ　群馬県立女子大学事務局　教務係　電話　0270-65-8511